防府市原油価格・物価高騰対策資金融資要綱

令和４年８月１日施行

（目的）

第１条　この要綱は、コロナ禍・ウクライナ情勢による原油・原材料高騰や必要な物資の供給制限の影響により収益力が低下し、経営の安定に支障を生じているが、その業況が回復することが見込まれる防府市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項第６号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

（融資対象者）

第２条　融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

（１）　市内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる者

（２）　事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者

（３）　市税等を完納している者

（４）　山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を営む者

（５）　売上高総利益率又は営業利益率の減少率が次のいずれかに該当する者。

イ　最近３か月間の売上高総利益率又は営業利益率が、平成３１年以降のいずれかの年の同期に比して５％以上減少している者

ロ　最近１か月間の売上高総利益率又は営業利益率が平成３１年以降のいずれかの年の同月に比して５％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高総利益率又は営業利益率が、平成３１年以降のいずれかの年の同期に比して５％以上減少することが見込まれる者

（６）　その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

（融資金の使途）

第３条　融資金の使途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

（融資条件）

第４条　融資の条件は、次のとおりとする。

（１）　融資限度額　１，５００万円

イ　運転資金の場合　　１企業１，５００万円

ロ　設備資金の場合　　１企業１，５００万円

ハ　運転資金と設備資金併用の場合　１企業１，５００万円

（２）　融資利率　年１．４％

（３）　保証料率　保証協会所定の率とする

（４）　償還期間

イ　運転資金　１０年以内

ロ　設備資金　１０年以内

（５）　返済方法

イ　月賦償還を原則とする。

ロ　運転資金は、２４か月以内の据置期間を置くことができる。

ハ　設備資金は、２４か月以内の据置期間を置くことができる。

（６）　連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。

（７）　担保

原則として徴しない。

（８）　融資方法

イ　償還期限１年未満手形貸付け

ロ　償還期限１年以上証書貸付け

（９）　指定金融機関

イ　東山口信用金庫本店及び防府市内各支店

ロ　山口銀行防府市内各支店

ハ　西京銀行防府市内各支店

ニ　広島銀行防府市内各支店

ホ　もみじ銀行防府市内各支店

ヘ　萩山口信用金庫防府市内各支店

（申込手続）

第５条　融資を受けようとする者は、防府市振興資金融資申込書（第１号様式）を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない。

２　融資申込みの時期は、随時とする。

（融資の審査）

第６条　会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

２　会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（融資の決定）

第７条　融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

２　会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

３　会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第１項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

（保証料補給）

第８条　市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

（原資預託等）

第９条　市は、この制度の円滑な運用を図るため、予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の５倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

２　前項に規定する預託は、会議所との協議により定めたうえ預託契約を結び実施するものとし、当該年度の３月３１日に回収する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

（第１号様式）

防　府　市　振　興　資　金　融　資　申　込　書

防府商工会議所　御中

年　　月　　日

申込人住所

（個人は自宅）

フリガナ

氏名

事業所名

TEL　（　　）

本制度申込みにあたり、ご提供いただく情報は、経営改善に係わる相談・指導・斡旋及び、当所からの各種連絡・情報提供のために利用致します。

つきましては、裏面の個人情報の利用目的にご同意のうえ、本申込書へのご記入をお願いします。

申　込　金　額		円				
添　付　書　類 （申込みに必要な基本的な添付書類）全て１部		個人		法人		新＝初めて利用される方
		新	既	新	既	既＝今まで利用されたことのある方
セット書類	個人情報同意書（２種類）	○	○	○	○	保証協会用
	信用保証委託契約書	○	○	○	○	
	信用保証委託申込書	○	○	○	○	
	申込人（企業）概要	○	△	○	△	△前回と同様であれば「前回と同様」と記入
	信用保証依頼書	○	○	○	○	
印鑑証明書（３ヶ月以内）		○	○	○	○	原本は金融機関 コピーは会議所

	確定申告書Ｂ	○	○	○	○	個人のみ
	決算書（３期分）	○	○	○	○	個人で不動産収入がある場合は不動産の決算書も要
	勘定科目内訳明細書	×	×	○	○	法人のみ
	メール詳細	○	○	○	○	電子送信のため税務署の収受印が無い時のみ
	承諾書	○	○	○	○	
	個人情報同意書（上記同意書と別に２種類）	○	○	○	○	関係機関用・会議所金融機関用
	同意書	○	×	○	×	保証協会の利用が初めての方
	保証料補給金の返還に関する誓約書	○	○	○	○	保証料補給の無い制度の場合は不要
	最近の試算表	○	○	○	○	決算期から６ヶ月以上経過の場合(聞き取りでも可)
	取引状況表	×	○	×	○	「新」の方でも他制度で借入があれば要
	商業登記簿謄本	×	×	○	△	△「既」の方でも変更があった場合必要。前回申込み時から住所変更や住居表示変更等の場合、株式会社は５年毎更新後の謄本が必要
	会社の定款（法人）	×	×	○	△	
	住民票（個人）	○	△	×	×	
	許認可証等の写し	○	△	○	△	△更新後必要
	防府商工会議所の推薦状	○	○	○	○	事業承継サポート資金・中心市街地活性化リノベーション資金の申込の場合
	受注工事明細表	○	○	○	○	建設業、測量業、設計業のみ
	宣誓書	○	○	○	○	飲食業のみ
	見積書等	○	○	○	○	設備資金での申込時のみ
	中小企業信用保険法認定書又は罹災証明	○	○	○	○	経営改善対策資金利用の場合のみ
	事業承継計画書	○	○	○	○	事業承継サポート資金利用の場合のみ

	開業計画書	○	×	○	×	新規開業資金利用の場合のみ
	個人事業の開業届出書（写）	○	×	○	×	新規開業資金利用の場合のみ
	改善設備等に係る CO_2 削減計画書	○	○	○	○	省エネルギー関連設備の場合のみ
	原油価格・物価高騰対策資金対象確認書	○	○	○	○	原油価格・物価高騰対策資金の場合のみ
	○機械車両等購入、新築、改装の場合　→　見積書（写） ※特に、車両購入の場合は購入後に車検証の写しを申込機関に提出のこと ○建物の建築、不動産売買の場合　→　契約書（写）　現場の図面 ○借地に建物を建築する場合　→　地主の承諾書 ○借家の店舗改装の場合　→　家主の承諾書					

申込みができる方

①市内に主たる事業所を有し、引き続き事業を営んでいるもの（一般資金は６ヶ月以上、経営改善対策資金は１年以上　等）

②新規開業資金については、貸付実行日から１ヶ月以内（法人にあっては、２ヶ月以内）に開業する具体的な計画がある者又は申込み時点において開業後６箇月未満（中心市街地（防府市中心市街地活性化基本計画に定める区域）にあっては、開業後１年未満）のもの

③信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること

④許認可を必要とする業種は、許認可後とする

⑤市税等を完納しているもの

（市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料等）

⑥保証協会等との関係で現に事故（求債権行使中・延滞中）がないもの

⑦事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの

※その他、設備の内容、資金調達、返済方法、返済計画等についてお尋ねします。

※金融機関は、山口銀行・東山口信用金庫・西京銀行・広島銀行・もみじ銀行・萩山口信用金庫の市内本店・各支店のみご利用できます。

※保証人が市外の場合は、申込み時に保証人の資産証明（固定資産台帳の写し等）、所得証明（源泉徴収票の写し）が必要です。（保証人が住んでおられる市町村の課税等）

個人情報の提供に関する同意書

防府市振興資金の申込みにあたり、私に関する個人情報を以下に掲げる利用目的のため、防府商工会議所に対して提供することについて同意致します。

①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、保証委託申込書ならびに申込み時及び申込み後提出する書類に記載された全ての情報
②取扱商品・サービス内容・取引先等、経営内容に関する情報
③預金残高情報（過去のものを含む）
④融資残高・返済状況等、与信取引内容に関する情報（過去のものを含む）
⑤与信審査・条件変更審査内容に関する情報
⑥借入期間・金利・弁済額・弁済日等、本取引に関する情報
⑦延滞状況を含む取引の弁済に関する情報
⑧期限の利益喪失・法的整理・手形不渡等、事故発生に関する情報
⑨所有資産・与信取引状況等、返済能力に関する情報

（第２号様式－１）

令和　　年　　月　　日

原油価格・物価高騰対策資金対象確認書

取扱金融機関　様　　（申請者）

所　　在　　地

法人名又は商号

代　表　者　名

原油価格・物価高騰対策資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1　申請者の業種

主たる業種	

2　原油・原材料高騰等の影響による売上高総利益率又は営業利益率減少の事情

3　売上高総利益率または営業利益率の比較

減少率が５％以上である必要があります。

最近３か月		平成３１年以降のいずれかの年の同期間		減少率
令和　年　月～令和　年　月		年　月～　　年　月		(B-A)/B×100
売　上　高	円	売　上　高	円	%
売上総利益又は営業利益	円	売上総利益又は営業利益	円	
売上総利益率又は営業利益率(A)	%	売上総利益率又は営業利益率(B)	%	

※ 売上高等は、企業全体の金額を記載すること。

……　金融機関記入欄　……

確認年月日　　令和　年　　月　　日

上記の者は、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	

（第２号様式－２）

令和　　年　　月　　日

原油価格・物価高騰対策資金対象確認書

取扱金融機関　様　　（申請者）

所　　在　　地

法人名又は商号

代　表　者　名

原油価格・物価高騰対策資金の融資対象者として、確認を受けたいので申請します。

1　申請者の業種

主たる業種	

2　原油・原材料高騰等の影響による売上高総利益率又は営業利益率減少の事情

3　売上高総利益率または営業利益率の比較

減少率が５％以上である必要があります。

【最近１か月】

最近１か月		平成３１年以降のいずれかの年の同月		減少率
令和　年　月		年　月		(B-A)/B×100
売上高	円	売上高	円	%
売上総利益又は営業利益	円	売上総利益又は営業利益	円	
売上総利益率又は営業利益率(A)	%	売上総利益率又は営業利益率(B)	%	

【最近１か月+その後２か月】

最近３か月		平成３１年以降のいずれかの年の同期間		減少率
令和　年　月～令和　年　月		年　月～　　年　月		(D-C)/D×100
売上高	円	売上高	円	%
売上総利益又は営業利益	円	売上総利益又は営業利益	円	
売上総利益率又は営業利益率(C)	%	売上総利益率又は営業利益率(D)	%	

※ 売上高等は、企業全体の金額を記載すること。

……　　金融機関記入欄　　……

確認年月日　　令和　　年　　月　　日

上記の者は、本融資の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

取扱金融機関	
担当者氏名	